

## 駒沢オリンピック公園総合運動場における施設利用料金等預金の着服について

駒沢オリンピック公園総合運動場（以下「駒沢」という。）の指定管理者である「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（代表団体：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。） 事務局所在地：東京都渋谷区、代表者：理事長 塩見清仁）」（以下「事業団グループ」という。）の従業員による、施設利用料金等預金の着服が判明したので、お知らせいたします。

### 1 事案の概要

事業団グループの構成員である株式会社オーエンス（以下「(株) オーエンス」）に所属し、事業団の所管する施設利用料金の取扱い業務に従事していた契約社員が、令和3年6月から令和5年7月にかけて、事業団の施設利用料金等の預金口座から、当該社員等の口座あてに振り込む、又は現金を引き出すことにより、約1,200万円を着服していました。

なお、施設利用料金は指定管理者の収入となることから、本件による施設利用者並びに都の損害はありません。

また、着服による被害額については、当該社員及び(株)オーエンスより全額弁済されております。

### 2 経緯

令和5年7月に事業団が(株)オーエンス社員による利用料金着服の疑いがあることを発見し、都に報告。当該社員からの聴取や駒沢における緊急の再発防止策を実施。本不正行為は、業務上横領罪等に該当するものとして当該社員の厳重な処罰を求めるため、事業団が告訴状の提出に向け、警察と相談。

なお、当該社員については、8月29日付で(株)オーエンスが懲戒解雇。

### 3 対応

事業団では、本件の事故原因の究明と再発防止策について、弁護士及び公認会計士の指導の下、検討しております。

なお、都は、駒沢以外の都立スポーツ施設において、財務事務等が適切に実施されていることを確認しています。

今後とも、利用者の皆様に安心してご利用いただけるよう、現金の取扱いを含め、経理処理等に万全を期し、事故防止に努めてまいります。

#### 【問い合わせ先】

(本件に関すること)

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団事務局

電話 03-6380-4955

(都立スポーツ施設に関すること)

生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課

電話 03-5320-7713